○国土交通省告示第九百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

七面沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県伊那市高遠町山室

二〇一六番四　一号

二〇一六番六　二号

二〇一三番六　三号及び十号

二〇一三番八　四号及び六号

二〇一三番三　五号

二〇一四番　七号

八号及び九号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の七面沢の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

長野県伊那市高遠町山室

二〇一六番四　一号

二〇一五番一　二号

二〇一一番　三号

二〇〇七番二　四号

○国土交通省告示第九百九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八幡川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

滋賀県野洲市大篠原字出町

二六番

二七番

二八番

三六番

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県大津市栗原字内野

一五七六番　一号、二号及び四号から八号まで

一五七五番　三号

一五九一番　九号

一五七七番二　十号から十四号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内山谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県伊香郡西浅井町大字大浦字馬場

六二八番　一号

六七七番　二号および三号

六八三番　四号

六九六番　五号

七一六番　六号

六二二番　七号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮の谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

滋賀県米原市甲津原字東山

一一四三番から一一五六番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県米原市甲津原字東山

一一五六番　一号及び二号

一一四三番　三号

一一四二番　四号

○国土交通省告示第千号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀧の谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県日高郡日高川町大字三十井川

字西ノ谷　五四番　一号

六〇番　二号

字滝谷　四九三番　三号から五号まで

四八二番　六号から八号まで

字宮ノ口　七五番三　九号

八〇番　十号

○国土交通省告示第千一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

ケンギョウ谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

和歌山県海南市下津町

笠畑

字中垣内

一番

四番及び五番

七番及び八番

一〇番及び一一番

一四番一及び一四番二

一六番一及び一六番二

一七番

一七番一

二〇番から二八番まで

二九番一及び二九番二

三〇番から三三番まで

三七番から四一番まで

四二番一及び四二番二

四三番から四五番まで

四六番一から四六番四まで

四七番から五一番まで

字西ノ岡

五二番一及び五二番二

五三番一から五三番三まで

五四番

五七番

六〇番

六一番一及び六一番二

六二番

六八番及び六九番

七〇番一及び七〇番二

七一番

七一番一及び七一番二

七二番から七五番まで

七七番

七九番

八一番一

九二番一

字上垣内

二九九番三

三〇七番一

四八九番一

字向山

三四九番一から三四九番三まで

興

字フト尾

三五〇番

三五〇番一

三五一番及び三五二番

三五三番一及び三五三番二

三八三番一から三八三番三まで

三八四番

三八五番一から三八五番三まで

三八六番一及び三八六番二

三八八番

三八九番一

三八九番三

三九〇番一から三九〇番三まで

三九二番一及び三九二番二

三九三番

三九四番一から三九四番六まで

三九五番から三九八番まで

三九九番一から三九九番三まで

四〇〇番